

# 令和7年度(2025年度)熊本型観光 MaaS 構築推進事業

## 業務委託 仕様書

### 1 業務名

令和7年度(2025年度)熊本型観光 MaaS 構築推進事業業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月 23日(月)まで

### 3 事業の目的

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、世界的な観光活動の活発化に円安要因が加わり、訪日外国人は増加の一途をたどった。その一方で、コロナ前から課題とされていた人材不足が顕在化し、中でも宿泊施設や電車・バス・タクシー等の公共交通機関の運転手不足は深刻で、車がない観光客にとって、観光地までの移動が困難な状況にある。県としては、本県最大の観光地である阿蘇地域をモデルとして、観光地までの二次交通の課題を解決し、デジタル媒体等で検索・予約・決済をシームレスに連携させることで、旅行者の周遊性と利便性の向上を図り、持続可能な観光地の形成を目指す。

また観光 MaaS 事業を展開し、面的整備することで、阿蘇地域の魅力と価値を向上させる。

### 4 委託業務の内容

#### [概要]

阿蘇地域における持続可能な観光地(エリア)の形成を目指し、次の業務を行う。

- (1)魅力的かつ周遊性の高い観光地となるよう、観光コンテンツ(ポイント)の発掘・新規開拓を実施するとともに、必要となる交通手段を検討し、実証を行う。
- (2)阿蘇を3つのエリア(南阿蘇・阿蘇・小国郷)に分割し、持続可能な観光エリア、観光交通手段・体系(以下「フィジカル」という。)を構築する。
- (3)阿蘇地域におけるデジタル情報提供環境(以下「デジタル」という。)を構築する。
- (4)フィジカルとデジタルの利用促進のための広告・広報を行うとともに、利用データの蓄積・分析・考察を行う。
- (5)熊本型観光 MaaS の最終形(モデル)を作成し、横展開に向けて検討する。
- (6)プロジェクトチーム(PT)を運営し、地域関係者の合意のもと観光 MaaS をすすめる体制の構築及び定着を図る。

## [考え方]

- ・阿蘇は観光資源が多く、エリアも広大であるため、一日で阿蘇の魅力を体感することは困難であり、また観光スポット間の移動に手間と時間を要する。そのため、公共交通機関で周遊できる観光エリア、ルートを開発するには、阿蘇を明確に3つのエリア(南阿蘇・阿蘇・小国郷)に分割し、阿蘇観光=3来訪・リピートの定着を図る。
- ・持続可能性のあるもの、または持続可能性が検証可能なものを導入・実証する。
- ・観光 MaaS の構築・提供に当たっては、「フィジカルなくしてデジタルなし・デジタルなくしてフィジカルなし」の考えに立つ。
- ・「デジタル」については、情報サービスを選ぶのはあくまでも利用者(観光客)であり、特定の物(サービス)を強制するのは困難であるため、データや API の標準化・オープン化を原則とする。

### ① 新規開拓された観光コンテンツへの交通手段検討及び実証

- ・令和3年度から令和6年度までの実証事業を通じて発掘・新規開拓された観光コンテンツの中から、「食・絶景・文化」の要素をそれぞれ1つずつ取り入れ、魅力的な観光エリアを形成すること。
- ・上記観光コンテンツにアクセスするための交通手段を検討すること。
- ・上記交通手段の有効性を検証するための実証を行うこと。
- ・実証に伴い、自転車や電動キックボード等の交通手段が不足している場合は、補充(購入)を行うこと。
- ・新たに発掘・開拓した観光コンテンツと、そこへアクセスするための交通手段を観光客に分かりやすく提示すること。

### ② 持続可能な観光地(エリア)形成のためのフィジカルの提供

- ・阿蘇らしく Web タクシーのサービス拡大(相乗り機能の追加、熊本市への拡大等)に伴う利用促進を行う。
- ・阿蘇らしく Web タクシーの利用状況をみながら、ライドシェア導入に向け段階的に検討をすすめ、導入までのスケジュールを作成すること。
- ・新たに必要となる交通手段を検討し、必要に応じて導入を進めること。
- ・令和7年度から自走化の株式会社カッセジャパンが運行させる周遊バスと連携した取組みを実施すること。
- ・産交バス株式会社が運行開始予定(認可申請中)の阿蘇市・南阿蘇村・高森町・高千穂町を結ぶバスの新設に合わせ、連携した取組みを実施すること。

### ③ デジタル環境の提供

- ・フィジカルが、臨時便も含め旅行者のスマホ内で十分に情報提供され、旅ナカで検索できる環境の構築をする。
- ・デジタル環境の構築に当たっては、各車両等に対し端末を搭載する場合、この費用についても当委託の中で適宜対応すること。
- ・観光コンテンツ販売に関するオープンデータ規格は未確立であるため、大手 OTA

サイトへの情報接続などにより、適切に情報が届く・商品が購入しやすい環境の構築を検討すること。

#### ④ 熊本型観光 MaaS に関する広告・広報の実施

- ・熊本型観光 MaaS が広く認知され、観光客に多く利用されるよう、各種媒体等を用いた広告広報を実施すること。
- ・起点となる場所において物理的に見えるよう観光 MaaS の掲示強化を行うこと。
- ・阿蘇地域の観光事業者や住民にも熊本型観光 MaaS を認知してもらうよう、「MaaS 便り」等のチラシを発行すること。
- ・公共交通機関を中心とするフィジカルの維持・発展には、現状マイカー・レンタカー使用が中心である観光客の意識変革を起こすことも必要である。観光 MaaS に関する啓発も適宜提案に含めることが望ましい。

#### ⑤ データの蓄積と分析・考察

- ・商品やサイトの利用に関するデータを蓄積すること。
- ・データに基づいた分析や考察、評価により期間内でも適宜事業内容のアップデートを行うとともに、最終業務報告書において、将来的な観光 MaaS の横展開に向けたモデル・改善提案を行うこと。

#### ⑥ 地域や事業者等との合意形成

- ・熊本型観光 MaaS の実現にあたり、自治体・地域、交通事業者だけでなく、観光地を担う観光事業者も含めた継続的な合意形成や多数の調整作業を行うこと。
- ・「九州 MaaS」の状況を踏まえ、「九州 MaaS」との機能重複・不足・齟齬がない仕組みの整備をすること。
- ・本県の交通事業者等で構成される「熊本県 MaaS 推進協議会」と連携した取組みを実施すること。

#### ⑦ 熊本型観光 MaaS の最終形の作成及び横展開に向けた検討

- ・今年度は事業最終年度であるため、熊本型観光 MaaS の最終形を作成し、観光 MaaS 事業の取組による成果を示すこと。
- ・将来的な県内各地への観光 MaaS の横展開を見据え、他エリアでも活用できるよう、ノウハウなどを体系的に整理・集約すること。

#### ⑧ 熊本型観光MaaS検討プロジェクトチーム(PT)の運営

- ・交通・観光関係者をはじめ、産学官からの参加者により、本県観光・交通における未来のあるべき姿や現状の課題について協議し、短期的・長期的視点に立った観光 MaaS 実現のための検討や実証実験に関する意見聴取、調整、連携集約を行う「熊本型観光MaaS検討プロジェクトチー(PT)」を運営する。
- ・具体的には、①～⑦に掲げる各業務を PT における合意形成のもと進めることと

し、そのプロセスに熊本県(熊本県観光連盟)とともに主体的に関与することのほか、PT 会合の開催日・会場の決定・手配・諸費用支払いや出欠確認、外部講師等との交渉・謝礼等支払い業務、PT 当日の運営・進行事務、資料作成、議事録作成等の庶務を指す。

- ・とくに、①②は各エリアでの綿密かつ継続的な協議が必要であるため、事業実施体制の構築や運営についてはしっかりと提案・記載を行うこと。また、各エリア関係者の合意形成の仕組みづくりとその定着を図るための取組みの提案も行い、事業期間内に実行すること。
- ・なお、第 1 回 PT 会合は6月、約 30 名のメンバーにて開催予定。
- ・当業務委託では、原則として第1～3回の PT 会合運営を担うものとするが、これ以外にも必要と認められる場合、より小規模な検討会議等を開催するものとする。

## ⑨ その他

- ・熊本県観光DMPと接続させるため、別添「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に基づき熊本県観光連盟と協議を行い、対応できるよう努めること。

### 【注記】

- ・上記①②やこれまで整備してきた交通手段を利用したモデルコースを、各エリア(南阿蘇・阿蘇・小国郷)5コース以上作成すること。
- ・サービス開始のタイミングは指定しないが、提案書でスケジュール案を記載のうえ、各エリアとの協議が整い次第、提供開始すること。
- ・本項目に関する実施内容については、提案書提出及びプロポーザル審査時まで地域関係者等との合意形成完了を必須とするものではない。

## 5 成果品の納入

### (1) 納入物

- ・本業務によるすべての制作物・データ
- ・業務報告書(紙出力の報告書 1 部と、そのデータ)
- ※ウェブページを制作する場合、その制作データ一式も提出すること。
- ※データは、機械判読可能な形式(.PPTX / .DOCX / .XLSX 等)で提出すること。

### (2) 納入期限

令和 8 年(2026 年)3 月 23 日(月)

※業務報告書は、「熊本型観光 MaaS 検討プロジェクトチーム」の年度末検討会へ供するため、同3月上旬までにダイジェスト版の提出を求める場合がある。詳細は、受託事業者決定後に協議のうえ決定する。

※その他、中間報告を随時求める場合がある。詳細は、受託事業者決定後に協議のうえ決定する。

### (3) 納入場所

公益社団法人 熊本県観光連盟(熊本県観光振興課内)

## 6 業務完了報告書の提出

- (1)業務完了の際は、委託者へ対し、令和8年(2026年)3月 23日(月)までに提出すること。
- (2)受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払請求書を委託者に提出しなければならない。

## 7 著作権

- (1)本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2)本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3)受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- (4)受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5)受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 8 受託者の責務

- (1)秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2)委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、または、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3)委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (4)業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5)関係法令を遵守し業務に当たること。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項または仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。